

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和7年10月10日  
厚生労働省  
年金局資金運用課

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令案について、令和7年8月7日（木）から同年9月5日（金）まで御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。なお、当該案には関係しない御意見（1件）につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	「年金担保債権管理回収業務の関連業務」として「その他所要の改正を行う」とあります。改正はどなたの権限で行われるのでしょうか？改正される際、それを国民に知らせるのに、どの様な手段を用いられるのでしょうか？	本改正については、厚生労働大臣の権限で行うもので、具体的な改正内容については官報で国民の皆様にお知らせいたします。
2	年金担保債権管理回収業務の関連業務に、「年金担保債権管理回収業務において作成又は入手した文書を保管する」とあります。	本改正において新たに規定する年金担保債権管理回収業務の関連業務に限らず、独立行政法人福祉医療機構が行う業務において作成又は入手した文書については、

<p>ここ数年、裁判所から保管すべき資料が破棄されていたり、官庁が書類を紛失したり破棄したりといった事案が頻繁しているように見受けられます。“消えた年金問題”も忘れた訳ではありません。</p> <p>当該業務の保管期間と、紛失・破棄等に対する対策について、具体的にお示しください。</p>	<p>公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)第 13 条第 1 項の規定に基づき策定した独立行政法人福祉医療機構文書管理規程に基づき、その文書の内容に応じて、適切に保管等の取扱いが行われているものと承知しております。</p>
--	---